

市 人 第 490 号
平成 30 年 11 月 7 日

横浜市いじめ問題調査委員会
松原 康雄 様

横浜市長 林 文子



横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱第 5 条第 2 項に基づく意見聴取について（諮問）

横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱第 5 条第 2 項に基づき、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の調査結果について、次の事項を諮問します

1 いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項に基づく再調査の必要性について

（諮問理由）

平成 30 年 9 月 18 日（火）に公表された、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の調査結果（f 小学校）について、当該児童の代理人弁護士から、所見としての意見書が提出されました。

つきましては、横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱第 5 条第 2 項の規定により、いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項に基づく再調査の必要性について、横浜市いじめ問題調査委員会の意見を求めます。

担当 横浜市市民局人権課 北川、鈴木
〒231-0017 横浜市中区港町 1-1
電 話 671-2718
FAX 681-5453

市 人 第 490 号
平成 30 年 11 月 7 日

横浜市いじめ問題調査委員会
永井 徹 様

横浜市長 林 文子



横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱第 5 条第 2 項に基づく意見聴取について（諮問）

横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱第 5 条第 2 項に基づき、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の調査結果について、次の事項を諮問します

1 いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項に基づく再調査の必要性について

（諮問理由）

平成 30 年 9 月 18 日（火）に公表された、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の調査結果（f 小学校）について、当該児童の代理人弁護士から、所見としての意見書が提出されました。

つきましては、横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱第 5 条第 2 項の規定により、いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項に基づく再調査の必要性について、横浜市いじめ問題調査委員会の意見を求めます。

担当 横浜市市民局人権課 北川、鈴木
〒231-0017 横浜市中区港町 1-1
電 話 671-2718
FAX 681-5453

市 人 第 490 号
平成 30 年 11 月 7 日

横浜市いじめ問題調査委員会
新井 卓 様

横浜市長 林 文子



横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱第 5 条第 2 項に基づく意見聴取について（諮問）

横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱第 5 条第 2 項に基づき、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の調査結果について、次の事項を諮問します

1 いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項に基づく再調査の必要性について

（諮問理由）

平成 30 年 9 月 18 日（火）に公表された、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の調査結果（f 小学校）について、当該児童の代理人弁護士から、所見としての意見書が提出されました。

つきましては、横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱第 5 条第 2 項の規定により、いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項に基づく再調査の必要性について、横浜市いじめ問題調査委員会の意見を求めます。

担当 横浜市市民局人権課 北川、鈴木
〒231-0017 横浜市中区港町 1-1
電 話 6 7 1-2 7 1 8
F A X 6 8 1-5 4 5 3

市 人 第 490 号
平成 30 年 11 月 7 日

横浜市いじめ問題調査委員会
西本 佳世子 様

横浜市長 林 文子



横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱第 5 条第 2 項に基づく意見聴取について（諮問）

横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱第 5 条第 2 項に基づき、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の調査結果について、次の事項を諮問します

1 いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項に基づく再調査の必要性について

（諮問理由）

平成 30 年 9 月 18 日（火）に公表された、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の調査結果（f 小学校）について、当該児童の代理人弁護士から、所見としての意見書が提出されました。

つきましては、横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱第 5 条第 2 項の規定により、いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項に基づく再調査の必要性について、横浜市いじめ問題調査委員会の意見を求めます。

担当 横浜市市民局人権課 北川、鈴木
〒231-0017 横浜市中区港町 1-1
電 話 6 7 1-2 7 1 8
F A X 6 8 1-5 4 5 3

市 人 第 490 号
平成 30 年 11 月 7 日

横浜市いじめ問題調査委員会
大澤 晶子 様

横浜市長 林 文子



横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱第 5 条第 2 項に基づく意見聴取について（諮問）

横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱第 5 条第 2 項に基づき、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の調査結果について、次の事項を諮問します

1 いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項に基づく再調査の必要性について

（諮問理由）

平成 30 年 9 月 18 日（火）に公表された、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の調査結果（f 小学校）について、当該児童の代理人弁護士から、所見としての意見書が提出されました。

つきましては、横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱第 5 条第 2 項の規定により、いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項に基づく再調査の必要性について、横浜市いじめ問題調査委員会の意見を求めます。

担当 横浜市市民局人権課 北川、鈴木

〒231-0017 横浜市中区港町 1-1

電 話 6 7 1-2 7 1 8

F A X 6 8 1-5 4 5 3

市 人 第 490 号
平成 30 年 11 月 7 日

横浜市いじめ問題調査委員会
彌重 仁也 様

横浜市長 林 文子



横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱第 5 条第 2 項に基づく意見聴取について（諮問）

横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱第 5 条第 2 項に基づき、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の調査結果について、次の事項を諮問します

1 いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項に基づく再調査の必要性について

（諮問理由）

平成 30 年 9 月 18 日（火）に公表された、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の調査結果（f 小学校）について、当該児童の代理人弁護士から、所見としての意見書が提出されました。

つきましては、横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱第 5 条第 2 項の規定により、いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項に基づく再調査の必要性について、横浜市いじめ問題調査委員会の意見を求めます。

担当 横浜市市民局人権課 北川、鈴木
〒231-0017 横浜市中区港町 1-1
電 話 6 7 1-2 7 1 8
F A X 6 8 1-5 4 5 3

市 人 第 490 号
平成 30 年 11 月 7 日

横浜市いじめ問題調査委員会
木村 ゆり子 様

横浜市長 林 文子



横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱第 5 条第 2 項に基づく意見聴取について（諮問）

横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱第 5 条第 2 項に基づき、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の調査結果について、次の事項を諮問します

1 いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項に基づく再調査の必要性について

（諮問理由）

平成 30 年 9 月 18 日（火）に公表された、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の調査結果（f 小学校）について、当該児童の代理人弁護士から、所見としての意見書が提出されました。

つきましては、横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱第 5 条第 2 項の規定により、いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項に基づく再調査の必要性について、横浜市いじめ問題調査委員会の意見を求めます。

担当 横浜市市民局人権課 北川、鈴木
〒231-0017 横浜市中区港町 1-1
電 話 6 7 1-2 7 1 8
F A X 6 8 1-5 4 5 3